

津山市無電柱化推進計画（案）に関する意見募集（パブリックコメント）実施結果

募集期間：令和6年1月9日（火）～令和6年2月8日（木）の執務時間内

意見提出者数：2名

意見提出件数：8件

No.	項目	ご意見の概要	津山市の考え
1	P6の3 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	電線共同溝方式に、「低コスト手法を積極的に採用し、一層の低コストを図る」とありますが、設置時の低コストだけで事業手法を決定せず、設置後の維持管理費用や点検のしやすさ、災害時に被害を受けにくく災害後に復旧がしやすい等も勘案して、総合的に事業手法を決定していただきたいです。	電線管理者などとの協議を踏まえて、事業手法を決定することになりますが、低コスト手法はもとより、維持管理費や被災後の早期復旧など、総合的に検討を行い決定して参ります。
2	P12の5の1 計画目標	「計画期間内に対象路線の優先着手を目指す」とあります。計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間と言う事ですが、恐らく10年間で今回の対象路線すべての事業を完了するのは難しいのではないかと想像します。であるならば、費用対効果の高い路線を優先的に事業を行う。ということになると思います。路線Aと路線Hは重要伝統的建造物群保存地区内の路線ですが、津山城下町の旧出雲街道という江戸時代からの歴史的幹線道路であるため道幅が狭く、文化財の密集地であり木造建築物・住宅の密集地という特徴があります。	電線管理者などとの協議を踏まえて、着手路線を決定することになりますが、災害発生時の緊急輸送道路や重要伝統的建造物群保存地区の良好な景観形成に向け、計画期間内に対象路線の優先着手を目指して参ります。
3	P5の1の4 無電柱化の対象路線の考え方	今回の能登半島地震でもわかるように、地震により電柱が倒壊した時の重要建造物に対する被害、架線が切れた時の火災の可能性、災害時に狭い道に倒壊した電柱があるために消火作業や避難、緊急車両の進入等が困難になる可能性があります。	災害発生時における人命の安全、被害拡大防止、災害応急対応の円滑な実施を図るため、救助、救急、医療、消火活動及び避難者への救援物資の供給等に必要な人員及び物資等の緊急輸送路を確保するために必要な道路を対象として、地震や台風による電柱倒壊リスクの解消を目指して参ります。

4	P5の1の4 無電柱化の対象路線の考え方	道幅が狭いにもかかわらず旧幹線道路のため車の交通量が多く、店舗も多い生活道路であるため、地域住民や観光客などの歩行者も多く通行します。道路の両端に電柱があると、どうしても歩行者や自転車が道路の中央付近まではみ出し危険です。	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路に準じる道路のほか、生活関連経路や交通量の多い道路において、バリアフリー化等に併せて無電柱化を推進して参ります。
5	P5の1の4 無電柱化の対象路線の考え方	路線Aと路線Hは、城東と城西の重伝建地区内ですが、津山城下町に残る歴史的に重要な建造物が、「点」(単体)ではなく「面」(群)として良好に残っており、非常に貴重な景観が残っていると評価を受けているものです。この路線を無電柱化することによって旧来の良好な景観に戻すことは、谷口市長の「津山まちじゅう博物館構想」や、訪れたいまち、住みたいまちを目指した「観光立市宣言」にも合致します。	重要伝統的建造物群保存地区、景観法や景観条例に基づく地区や著名な観光地など地域の特性を活かした良好な景観形成や観光振興に必要な地区の無電柱化を推進して参ります。
6	P5の1の4 無電柱化の対象路線の考え方	路線Aと路線Hの無電柱化を進める事は、津山市・市民にとって有益というだけでなく地域の価値を高めるものであり、費用対効果の高い路線として優先的に事業を行うべき路線であると提案します。	災害被害拡大の防止・安全かつ円滑な交通の確保・良好な景観の形成などの観点から無電柱化を推進して参ります。
7	P5の1の4 無電柱化の対象路線の考え方	有事に関しては局所的な改善では効果が期待できないため、今回のパブリックコメントには不適格な可能性があります。また、無電柱化に必要なコストと将来的なコスト削減の経済的な検証も必要と思われます。	電線管理者などとの協議を踏まえて、決定することになりますが、低コスト手法を積極的に採用し、一層の低コスト化を図って参ります。
8	P12の5の2 計画路線	計画したい路線は多岐にわたるが、将来的には全市を無電柱化することが理想的であります。新設道路での無電柱化から開始し、大規模改修路線でも埋没し、景観対策→学校周辺の交通安全対策→災害対策と考えます。	土地区画整理事業や道路事業その他これらに類する事業が実施される場合において、当該事業と併せて無電柱化の整備が行われるよう、無電柱化法第12条に基づき電線管理者に無電柱化を要請し効率的な無電柱化を推進する。また、緊急輸送道路において、占用制限区域を指定し、新設電柱の占用を制限するとともに既設電柱の更新及び移設の際には、道路区域外への移設を働きかけて参ります。